

【ブルネイ】障害者の保護及び包摂に係る法整備

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年10月1日、虐待、ネグレクト等から障害者を保護し、障害者の社会的包摂を強化すること等を目的とした、障害者勅令及び老齢年金・障害者手当法（改正）勅令が施行された。

1 ブルネイにおける障害者法制

ブルネイ・ダルサラーム国では、2021年6月23日、異なる障害を持つ者に平等な機会を保証し、障害者が社会に包摂された人生を享受することを目的に、障害者勅令¹（全6章31か条）及び老齢年金・障害者手当法（改正）勅令²（全18か条）が、成立し、同年10月1日に施行された³。この2つの勅令は、非常事態時に公共の利益を保障するために国王（スルタン）に付与された権限（ブルネイ・ダルサラーム国憲法第83条第(3)項）⁴の下で発出されたものである。

ブルネイには、障害者基本法に当たる法律はなく、隣国マレーシアの障害者政策を参考に、障害者権利条約⁵の批准を見据えて、2010年頃から同主旨の法律制定に向けた議論を開始し、法整備を進めていた⁶。

2 障害者勅令の概要

(1) 章構成

障害者勅令は、第1章：序文（第1条～第2条）、第2章：管理（第3条～第5条）、第3章：登録（第6条～第17条）、第4章：障害者に対する犯罪（第18条～第22条）、第5章：虐待及びネグレクトの報告に関する手続（第23条～第27条）、第6章：一般規定（第28条～第31条）の全6章31か条から成る。

(2) 用語の定義（第2条）

障害者とは、長期間挙動、コミュニケーション、発達、身体、精神、知能又は知覚に障害を持ち、様々な障害との相互作用により、社会への完全かつ効果的な参加を妨げられる可能性のある者を指す。

(3) 登録（第3章）

障害者登録について、登録官（地域開発局長）は、障害者の名前、住所、その他詳細が記録

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年3月8日である。

¹ Persons with Disabilities Order, 2021 (No.S27). <https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2021/S027.PDF>

² Old Age and Disability Pensions Act (Amendment) Order, 2021 (No.S29). <https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2021/S029.PDF>

³ Persons with Disabilities Order, 2021, Notification of Commencement (No.S28). <https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2021/S028.PDF>; Old Age and Disability Pensions Act (Amendment) Order, 2021, Notification of Commencement (No.S30). <https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/Gazette_PDF/2021/S030.PDF> なお、障害者勅令は2021年9月18日に、老齢年金・障害者手当法（改正）勅令は同年9月21日に公布された。

⁴ 竹下秀邦「ブルネイ・ダルサラーム国憲法」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集【第2版】』明石書店、2007、pp.87-128。

⁵ Convention on the Rights of Persons with Disabilities. <https://www.un.org/disabilities/documents/convention/convention_accessible_pdf.pdf> ブルネイは、2016年4月11日に障害者権利条約を批准している。

⁶ 佐野竜平「東南アジアの平和な国、ブルネイにおける障害者政策」『すべての人の社会』No.469, 2019.7, pp.4-5.

された障害者登録簿を維持し、管理する（第6条）。登録申請は、①この勅令に基づいた登録資格を有する個人、②その家族、後見人又は監護者、③区長又は村長、④被登録者を障害者と認定した医療従事者が行う（第9条）。登録官は、障害者登録を行った者に障害者カードを発行し、そのカードは3年間、又は特段の事情がある場合、登録官が許可した期間まで有効とされる（第12条）。

(4) 障害者に対する法律違反（第4章）

- ① **障害者に対する虐待**：障害者の身体に重大な危害を加えることなく、故意に障害者を虐待した者は、2万ブルネイドル⁷（以下「ドル」）以下の罰金若しくは10年以下の禁錮刑（10回以下のむち打ちが加重される場合もある。）又はこれらの併科に処される（第19条）。
- ② **障害者に対する加重虐待**：障害者の身体に危害を加える虐待を行った者は、3万ドル以下の罰金若しくは15年以下の禁錮刑（12回以下のむち打ちが加重される場合もある。）又はこれらの併科に処される（第20条）。
- ③ **障害者に対するネグレクト**：障害者の後見人が故意又は過失により障害者を放置した場合、3万ドル以下の罰金若しくは15年以下の禁錮刑（12回以下のむち打ちが加重される場合もある。）又はこれらの併科に処される（第21条）。

(5) 虐待及びネグレクトの報告に関する手続（第5章）

障害者が介護又は保護を必要としていることを認知し、又は必要としていると推測する理由を持つ者は、登録官、権限を付与された担当官又は警察官に障害者の置かれた状況等を通知することができる（第23条）。また、障害者が不当な扱いを受け、放置され、又は虐待された結果、身体的・精神的な傷害を負ったと合理的に判断される場合、障害者の家族は、登録官、権限を付与された担当官又は警察官に直ちに通知しなければならない（第24条）。

第23条に基づいて、通知を受けた登録官、権限を付与された担当官又は警察官は、障害者の安全、健康及び福祉を確認するために、その障害者を訪問することができる。また、この勅令の第19条、第20条及び第21条で規定される虐待又はネグレクトについて知り得た全ての事例について、判事に報告しなければならない（第25条）。

3 老齢年金・障害者手当法（改正）勅令の概要

- ① **介護者手当の導入**：老齢年金、全盲手当等の従来の年金・手当に加えて、介護者手当が導入されることになった（改正勅令第7条）。
- ② **国籍要件の明記**：老齢年金・障害者手当の受給者について、国籍要件は明記されていなかったが、①ブルネイ国民、②国内で生まれた無国籍者、③国外で生まれ20年以上継続してブルネイに居住する無国籍者（永住者）等と明記された（改正勅令第12条）。
- ③ **障害者の老後保障**：老齢年金と障害者手当の併給は禁止されていたが、障害者は、60歳になった時点で、老齢年金に加えて、障害者手当も引き続き受給できるようになった（改正勅令第15条）。
- ④ **障害者手当の受給資格の変更**：障害者手当の受給資格を審査する際、「働くことができない」という要件を削除し、医療サービス局長が策定する指針に基づき、医療従事者が障害の機能的影響を評価することになった（改正勅令第16条）。

⁷ 1ブルネイドルは約85.1円（令和4年3月分報告省令レート）。